平成３０年度第２回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

平成３１年１月３０日

保 健 福 祉 部 保 険 年 金 課

平成３０年度第２回昭島市国民健康保険運営協議会

平成31年１月30日（水）午後１時30分開会
昭　島　市　役　所　　庁　議　室

１．開　　会

２．議　　題

昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について（諮問）

３．報告事項

（１）平成31年度制度改正について

（２）平成29年度昭島市国民健康保険特別会計決算報告について

（３）平成30年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

（４）平成31年度事業費納付金について

（５）昭島市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実績報告について

４．その他

出席委員（９名）

髙　野　照　夫　委員	石　原　正　昭　委員	山　川　博　生　委員
五　藤　英　恵　委員	山　本　荘太郎　委員	久　保　　昇　委員
中　田　京　子　委員	岸　野　康　夫　委員	鈴　木　克　仁　委員

説明者

保健福祉部長　佐藤　一夫、保険年金課長　岡本　由紀子、
保険年金課保険係長　菅野　達也、保険年金課広域化担当係長　斎藤　稔、
保険年金課保険係主事　圓山　由梨

◎議　　題

昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額改定について（諮問）

＜諮問理由等＞

平成30年12月21日に平成31年度税制改正の大綱が閣議決定し、その中で、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げ、国は今後、税制改正に伴う政令改正を行い、こうした措置を決定する予定とのこと。

昭島市国民健康保険は、賦課不足がある点、平成30年度から開始した事業費納付金の算定基準が法定限度額をもって算定するため、法定限度額より低い金額の課税限度額を設定すると、納付金の算定で不利になる可能性がある点等から、31年度も賦課限度額を法定限度額に合わせたい。

＜決定事項＞

昭島市国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の現行医療分を58万円から61万円に引き上げ、施行日は平成31年４月１日からとする。

※決定した内容について、後日、市長へ答申を行う。

◎報　　告

（１）平成31年度制度改正について

＜保険税における低所得者の負担軽減の拡大＞【資料１】

２割軽減及び５割軽減の所得基準額を引き上げ。

税制改正に伴う政令改正を行い、平成31年４月実施予定。

＜旧被扶養者の均等割の特例軽減措置の見直し＞【資料２】

旧被扶養者の保険税の均等割を減免する特例措置について、減免期間を後期高齢者医療制度の保険料と同じ、本則の２年間に戻す。

（２）平成29年度昭島市国民健康保険特別会計決算報告について【資料３】

（３）平成30年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

【資料４】

＜平成29年度国民健康保険特別会計の決算＞

・歳入歳出の差し引き残額がプラスの状態が10年ほど続いているが、５億円を超えたのは、25年度以来。

・医療給付費の上昇傾向を踏まえて算定した当初予算に基づいて、医療給付の財源となる国等からの給付金の歳入があったが、予算算定時よりも医療給付費が抑えられたため、余剰額が多くなっている。

・歳入の保険税等については、徴収率が全体で80％を超えているが、被保険者数の減少により、税収が伸びず歳入への影響は少なかった。

＜平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）＞

・平成29年度決算額の確定により、平成29年度の繰り越し分を平成30年度の補正予算で算定し、法定内の繰り越し分を一般会計に返還。

・国と都への返還金を算定し、その余剰分から運営基金に積み立て。

・平成30年度予算で新設された事業費納付金について、当初予算では仮算定係数による金額を計上したが、その後、確定係数が仮算定額よりも大きく下回ったため、９月の第１号補正で確定額に合わせて変更し、約4,100万円を一般会計に返還。

（４）平成31年度事業費納付金について【資料５】

・平成30年度当初予算を算定の段階で公表されていた仮係数による金額と、２月上旬に発表された確定係数による金額では約3,600万円ほど乖離があった。

・11月中旬に発表された仮係数による事業費納付金は、30年度より増額。東京都の平均より、昭島市の国保加入者の医療給付費が伸びていること等が要因。

・標準税率に基づいた一人当たりの保険税の金額は、東京都の平均よりは低いが、上昇傾向にある。

・昭島市の国保加入者による医療給付費の伸びを考慮すると、平成31年度事業費納付金の確定係数は、平成30年度より高額であると予測され、それに基づいて当初予算の準備を進めている。

＜質疑応答＞

（Ａ委員）

平成30年度から都の国保が一元化されたことによってのメリットとデメリットは現時点でどちらが大きいのか。

（事務局）

東京都への納付額は、年度内に変更がないため、市の財政運営はやりやすくなる。ただ、金額は年度ごとに違うので、長期的に見ると考慮すべき点もあり、メリットもデメリットも両方ある。

また、東京都全体の所得階層に比べて昭島市は若干低く、医療費も格別高いほうではないことから、東京都の平均よりも都への納付金額は相対的に低くなっているため、現時点ではメリットの方が大きいのでは。

（Ａ委員）

一元化したのだから、東京都が何かあったときに、カバーしてくれればいいのだが。

（事務局）

東京都は、緊急の場合に医療費を担保する基金を所持している。ただし、使用した分は、翌年度以降の各自治体の納付金増額につながる。

また、保険税が急激に上がるのを防ぐため、納付金を補填し納付額を抑える激変緩和措置（国の特例的制度／６年間実施）の基金のほか、東京都も約14億円を拠出している。

（５）昭島市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実績報告について

＜特定保健指導＞

・実施方法を平成29年度から見直した。

・以前から利用されていた方、国保加入の方等からいただいた意見をもとに改善。

・平成29年度の終了者率の20％という数値は、現時点では東京都内でも上位のほうの数字。この数字を維持、または、上昇させるために今後もやるべきことがある。

＜特定健診＞

・受診率が東京都内でも平均よりも良く、もともと50％を超えていた。

・毎年、勧奨の内容を変える等行っているが、受診率が大きくは伸びていない。

＜質疑応答＞

（Ｂ委員）

特定保健指導について、東京都の平均利用率はどれくらいか。

（事務局）

17％から18％が平均値。ただし、利用率が１桁台の自治体もあれば、高いところだと40％を超えているような自治体もある。

◎その他

平成30年度の運営協議会は本日が最終日、平成31年度は４月以降に開催予定。開催日は後日通知により調整。